質問	回答
子どもからの意見聴取は、どの様な方法で何人程度の意見なのでしょうか？ いじめ被害などにより不登校になった子どもから聴取しましたか？	子どもへの意見聴取は、各校を通じて案内し、区から貸与しているタブレット端末を活用して実施しました。回答は任意であり、約40,000人の区立小中学生から回答を得ました。不登校の子どもについても各校から可能な範囲で案内しており、回答の機会を設けています。
①未就学児についての条項があることは目を引きました。その他に、いじめ防止法と比較して、本条例はここが特徴的！という点を整理して教えていただけるとありがたいです。 ②子どもへのアンケート結果で子ども達が条例に望んでいることがいくつか挙げられていましたが、それぞれ条例にどのように反映されたのか（されなかったのか）教えてください。 ③条例制定後、保護者への周知の取り組みは具体的にどのようなやり方を考えていますか。 どうぞよろしくお願いいたします。	①本条例は、「子どもの最善の利益を最優先に考えること」、「未然防止だけでなく予防や早期支援を重視すること」、「子どもの意見や意思を尊重すること」、「関係修復等を通じて子どもの成長を支えること」、「学校・家庭・地域・関係機関が連携して子どもを支えること」を特徴としております。 ②アンケート結果については、１１月に行われる（仮称）いじめ防止等対策推進条例検討委員会において検討し、子どもの意見の反映分について議論を重ねていく予定です。 ③保護者向けにはリーフレットや地域行事等での周知啓発を検討しているところです。また、本条例の制定後、条例の実効性確保に向けて、学校現場における具体的な取組み方針等を定めるガイドラインの策定を予定しております。
被害者が学校に来れなくなっても、加害者が学校に来れている現状があります。加害者が傷害事件を繰り返す場合、学校ではできることが限られているので条例で被害者を守れるようにならないのでしょうか。	いじめは被害を受けた子どもだけでなく、加害・傍観を含め関係する子どもたちの心や価値観、その後の学校生活や成長過程にも大きな影響を及ぼすものと認識しています。本条例では、このような認識のもと、いじめに関わる全ての子どもへの支援を基本としつつ、被害を受けた子どもの安全・安心の確保と尊厳の回復を最優先として検討を進めています。 また、被害を受けた子どもを守り、安全・安心を確保することを最優先に対応するとともに、行為を行った子どもの背景にも着目して、必要な指導・支援を行うことでいじめ行為の再発防止に努め、被害を受けた子どもの安全・安心の確保と尊厳の回復に向けた実効性のある条例になるよう検討をしてまいります。

質問	回答
①いじめが行われている学級は当事者以外も恐怖や不安な感情を感じやすくなる。実際に行動できない子も一定いる。その子たちがその学級に居ても不安に思いにくくするためにはどのような対応が必要でしょうか。 私は娘には「いじめをする人を絶対に許さないという気持ちでいることが、戦っていることになる」と伝えたことがあり、それ以降不安定さが減った経験がありました。 ②加害者への対応をどうするか、皆さんのご意見を伺いたいです。	①子どもたち一人一人が、いじめは許されないという認識をもちながらも、不安や恐怖を感じたときには一人で抱え込まず信頼できる大人に相談できるよう支援してまいります。また、直接行動することが難しい場合であっても、被害を受けている子どもの味方であることや、いじめを許さない気持ちをもち続けることも大切であることを子どもたちに伝えてまいります。 ②加害者への対応については、被害を受けた子どもの安全・安心の確保を最優先とした上で、行為を行った子どもに対しても、その背景や要因を丁寧に把握し、適切な指導・支援を行うことが重要であると考えています。また、同様の行為を繰り返さないよう、学校、家庭、関係機関が連携しながら再発防止に取り組んでまいります。
こどもたちの学ぶ環境（権利）ということで目黒区のユネスコの学習権を受講しました。読み書き計算をするエポックノートに英検や漢検の単語をノートにメモしたり、服薬管理として水を180mlで飲むことも必要と思います。 相談支援やカウンセラーがいると虐待はなくなると思います。ワードでちくご記録（逐語録？）を書くとDVやいじめの対応につながると思います。 手話点字英語のコミュニケーション、オレンジリボン運動参加により平和になると思います。 母子保健福祉、児童母子福祉、医療保険、障害福祉、介護保険年金の書類、ＯＣＴ類似医薬品の添付書はファイリングすることも必要と思います。 購入したもののバーコードを保管し、体調管理も大事と思います。 早寝早起きと栄養ある食事を心がけ、安全を確保したいです。	様々なご意見をいただきありがとうございます。子どもたちが安心して学び、健やかに成長していくためには、学校だけでなく、家庭や地域、関係機関が連携しながら支えていくことが重要であると考えています。いただいたご意見につきましては、今後のいじめ防止や子どもの権利を守る取組を進める上での参考とさせていただきます。

質問	回答
1）事例の少ない事象への対応について 「学校だけで抱え込まない」、「たったひとりでも”それは違うんじゃない？”」と声をあげられる環境や、頭で考えているだけではなく、問題として取り上げ話し合うことの重要性も課題であると伺いました。そのなかで、問題解決のためには、教育者、保護者、被害者、加害者、周囲全ての者への教育が不可欠と考えています。 具体的には海外ルーツを持つ子どもに対し、”Nワード”※が学年をまたいで、さらには学校外でもなげかけられるという事象が発生しています。 ”Nワード”自体は「悪い言葉」と認識している人もいますが、その言葉自体を知らない、または歴史的背景、社会的影響まで知らない人がほとんどです。この事象についてはまずは教育者の側が学ばなければなりませんが、こういった事例が少ないケースにおいてどのようなアプローチが考えられるのでしょうか。 ※黒人に対する歴史的な差別用語であり、近年、海外においては極めて重大な人権侵害として認識されており、社会的制裁を受けることがほとんどです。Ex.アメリカなど、例に関するガイドラインが充実しており、学校側の対応が明確化されています。 Nワードについては、SNSやラップなどから聞こえてくる言葉で、周囲の子どもたちが、ハーフの子に対してファッション的に使用しており大変危惧しております。	今回、児童・生徒に行ったアンケート結果からも、「困った・嫌な思いをした」理由として「冷やかし・からかい」が多く挙げられていました。また、それが授業中や休み時間など、学校生活の様々な場面で起きていることも分かっています。 ご指摘いただいた事例も含め、子どもたちが何気なく発した言葉やとった行動が、相手を深く傷つけてしまう場合があります。そのため、どのような言葉や態度が相手にどのような影響を与えるのかについて理解を深めることが重要であると考えています。 現在、各校で年３回実施しているいじめ防止に関する授業についても、その内容や実施方法を改めて見直しながら、相手の立場や気持ちを考え、多様な価値観を尊重するとともに、「それは違うのではないか」と声を上げることのできる力を育む取組の充実を検討してまいります。また、子どもたち自身がより良い人間関係を築くための具体的な関わり方について学ぶ機会の充実にも努めてまいります。
いじめについて、いじめられる人、いじめる人、見ている人としていますが、これは差別についても同じです。差別している人、差別されている人、見ている人、そして差別させている人がいます。差別の四者関係です。「いじめをさせている人」「させていること」という視点も重要だと思いますが・・・	いじめや差別の問題は当事者だけの問題ではなく、それを見ている周囲の存在や、そのような言動を容認してしまう環境も大きく関係していると考えます。そのため、行為をした児童・生徒への指導だけでなく、周囲の児童・生徒も含めて、なぜそうした言動が人を傷つけるのかを考え、相談に乗る力や相談する力、それを止められるよう声を上げられる力を育んでいくことが重要であると考えています。
けんかやトラブルといじめの境界	いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義では、児童・生徒が一定の人間関係のある者から心理的又は物理的な影響を受ける行為によって、心身の苦痛を感じているものを「いじめ」としています。起こった場所は学校の内外を問わず、けんかやトラブルであっても、被害を受けた子どもが苦痛を感じている場合には、いじめとして捉えることがあります。そのため、行為の背景や経緯、双方の認識などを丁寧に確認しながら判断していきます。

質問	回答
子どもを追いつめているカリキュラムのつめこみや行動規範の強化など「社会モデル」の観点から包括的に”いじめ”を理解していけるような視点についても盛り込んでほしいです。	ご意見のとおり、いじめについては当事者間の関係だけでなく、子どもを取り巻く学校や家庭、地域の環境にも目を向けることが大切であると考えています。 子どもが孤立している状況や、相談しにくい環境、互いの違いを認め合いにくい人間関係などが、いじめの背景となる場合もあります。そのため、いじめへの個別の対応に加え、子どもが安心して過ごせる環境づくりや、多様性を尊重する風土づくりを進めることが重要です。 区としても、学校、家庭、地域、関係機関が連携しながら、いじめの防止とともに、いじめを生み出しにくい環境づくりに取り組んでいきます。